# 第4編 個別計画

第1章 美浦村人口ビジョン

第2章 第1次美浦村行財政改革大綱

# 個別計画 目次

5	第1章 美浦村人口ビジョン	161
	1.人口ビジョンの基本的考え方	161
	2.人口の現状分析	163
	3.人口ビジョン(人口の将来展望)	173
5	第2章 第1次美浦村行財政改革大綱	180
	1.計画の概要	180
	2.国・県の行財政改革の変遷	181
	3.美浦村を取り巻く行財政上の課題	182
	4.美浦村における行財政改革大綱の方向性	186
	5.計画の体系	187
	6. 実施項目	188

# 第1章 美浦村人口ビジョン

# 1. 人口ビジョンの基本的考え方

### (1) はじめに

我が国における人口減少及び少子高齢化の進行に歯止めをかけるため、平成 26 (2014) 年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。これを受けて、美浦村においても平成 28 (2016) 年3月に「美浦村人口ビジョン及び美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策と定住促進を目指した取組を進めてまいりました。

策定から4年が経過し、状況の変化に対応して、より一層効果的な施策を進めていくため、 人口ビジョンの検証、総合戦略の改定を行う必要があります。

今回の人口ビジョンは、現時点での人口動向分析、将来人口推計などのデータに基づき、 策定時からの変化を把握するとともに、国・県の方針を踏まえ、人口ビジョンの検証・見直 しを行うものです。また、美浦村では令和2(2020)年から令和6(2024)年までの5年間 で取り組む「第7次美浦村総合計画」を策定するにあたり、美浦村における人口の状況を分 析するとともに、美浦村の将来像を描くために総人口の目標値として人口ビジョンを策定す るものです。

# (2) 人口ビジョンの位置づけ

美浦村の人口ビジョンは、国が示す地方人口ビジョンの位置づけを踏まえ、以下の内容を示すものとして策定するものです。

人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来 の方向と人口の将来展望を提示する。

総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を立案する上で重要な基礎となるよう留意して策定する。

国の長期ビジョンを勘案し、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・ 考察、目指すべき将来の方向性を提示する。

### (3) 人口ビジョンの期間

人口ビジョンの対象期間は、国の計画期間に基づき最終年を令和 42 (2060) 年度とし、中間年を令和 22 (2040) 年度とします。

### ■国が示す基本方針

### 国が示す第2の枠組

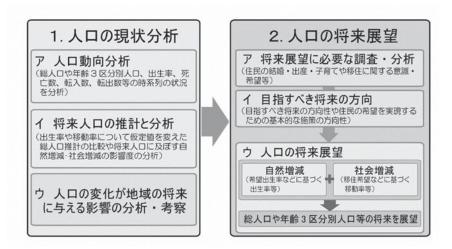
第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関する有識者会議において、令和42 (2060)年の人口の見通しについて、平成26 (2016)年当時の推計値とそれほど大きくは変わらない点を確認し、「継続を力にする」という姿勢で「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の枠組を引き続き維持するものとしている。

# 中長期展望(令和 42(2060)年を視野)

- Ⅰ. 人口減少問題の克服 令和42(2060)年に1億人程度の人口を維持する
- ●人口減少の歯止め
  - ・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率1.8)を想定
- ●東京一極集中の是正
- Ⅱ. 成長力の確保
- ●令和 32 (2050) 年代に実質 GDP 成長率 1.5~2.0%程度を維持 (人口安定化、生産性向上が実現した場合)

# ■人口ビジョンの全体構成

国の「長期ビジョン」を勘案しつつ、人口の現状を分析し、人口の将来展望を提示します。



出典: 地方人口ビジョン策定のための手引き(令和元(2019)年6月版)

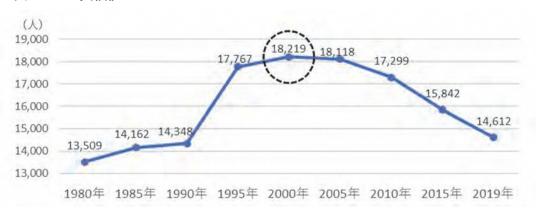
# 2. 人口の現状分析

## (1)人口動向分析

### ①総人口と年齢3区分の推移について

- ・総人口は、平成 12 (2000) 年をピークに減少が続いており、平成 12 (2000) 年から平成 22 (2010) 年の 10 年間で約 1,000 人が減少しています。平成 31 (2019) 年は、人口が 14,612 人まで減少し、平成 2 (1990) 年の人口とほぼ同となっています。
- ・年少人口(15 歳未満)は、平成12(2000)年より減少が続いています。ピーク時の平成7(1995)年の3,252人と比べて、令和元(2019)年は半分以下の1,512人まで減少しています。
- ・生産年齢人口(15~64歳)は、平成17(2005)年より減少が続いています。ピーク時の平成12(2000)年の12,460人と比べ、平成31(2019)年は約7割の8,504人まで減少しています。
- ・老年人口(65 歳以上)は、増加が続き、1,223人が4,590人まで増加しています。

### 図 人口の実績値



出典:国勢調査

#### 図 年齢3区分の実績値

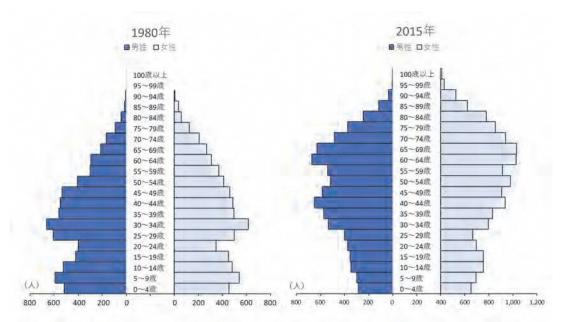


出典:国勢調査

### ②人口構成比について

- ・人口構成比を示す人口ピラミッドは、昭和55(1980)年の「ピラミッド型」から、平成27(2015)年には少子化・高齢化を示す「つぼ型」に移行しています。
- ・平成 27 (2015) 年の人口構成比は、老年人口が昭和 55 (1980) 年の 1,223 人 (9.1%) から 平成 27 (2015) 年には全体の 4 分の 1 を占める 4,280 人 (27%) まで増加しています。そ の一方で、年少人口の割合は昭和 55 (1980) 年の 3,109 人 (23%) から平成 27 (2015) 年 には 1,836 人 (11.6%) まで減少しており、今後も少子高齢化が進行していくことが予想 されます。
- ・団塊の世代\*、団塊ジュニアの世代\*には人口の増加が一時的にみられますが、その後は少子化が続いています。

# 図 人口ピラミッド



	年少人口	生産年齢人口	老年人口
昭和 55 (1980)年	3,109人(23.0%)	9,177人 (67.9%)	1,223人 (9.1%)
平成 27(2015)年 (実績)	1,836人 (11.6%)	9,720人 (61.4%)	4,280人 (27.0%)

出典:国勢調査

### ③地区別人口の推移について

・小学校区を基本とした地区別に、各地区の人口が占める割合をみると、木原地区が平成2 (1990)年から平成7 (1995)年にかけて大きく増加しています。木原地区は、その後も全体で占める割合が微増を続けています。その一方で、全体の約半分を占めている大谷地区と全体で占める割合が最も少ない安中地区は緩やかに減少を続けています。

#### 100% 14.8% 14.7% 14.5% 15.4% 17.4% 16.2% 19.1% 80% 47.8% 48.8% 48.0% 48.0% 46.8% 60% 46.2% 50.5% 40% 20% 36.3% 37.0% 36.8% 36.4% 37.4% 37.5% 30.4% 0% 1990年 1995年 2005年 2015年 2019年 ■木原地区 ■大谷地区 ■安中地区

図 地区別人口推移

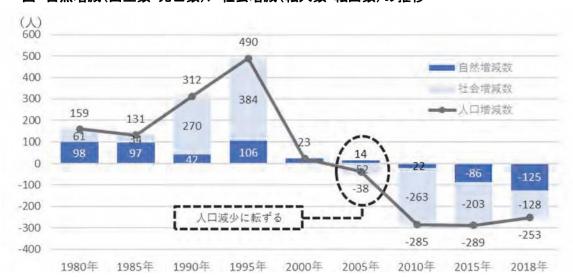
出典:住民基本台帳

# (2) 人口動態分析

# ①人口動態(移動数)について

- ・平成17(2005)年以降、社会増減数がマイナスに転じ総人口で減少が続いています。
- ・一方で、自然増減数は平成22(2010)年よりマイナスに転じています。

### 図 自然増減(出生数・死亡数)/社会増減(転入数・転出数)の推移

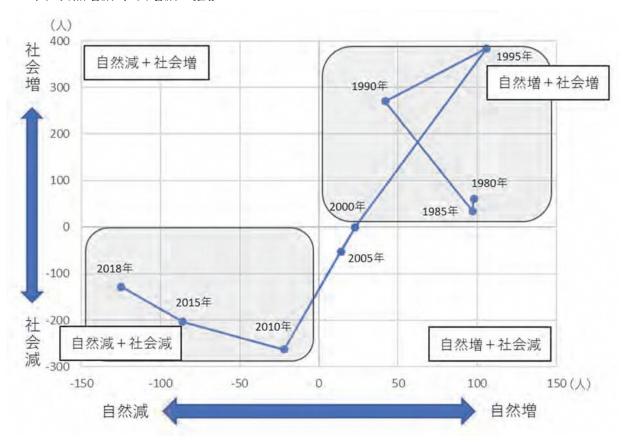


出典:茨城県常住人口調査報告書

# ②総人口の推移に与える自然増減と社会増減の影響について

・昭和60 (1985) 年~平成7 (1995) 年までは、社会増及び自然増による影響がありましたが、平成7 (1995) 年以降は自然増減と社会増減がともに縮小しています。平成22 (2010) 年以降は、社会減の進行が若干落ち着いていますが、自然減の傾向はより顕著となっています。

# 図 自然増減・社会増減の推移

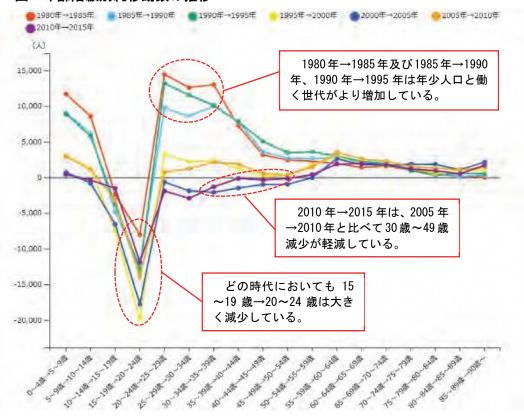


出典:茨城県常住人口調査報告書

### ③年齢階級別の移動数について

- ・大学への進学や就職を機に 15 歳~19 歳→20 歳~24 歳は、どの時代においても減少しています。その中で、平成 7 (1995) 年から平成 17 (2005) 年はより減少が顕著でありますが、 平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年にかけては減少が軽減しています。
- ・昭和55 (1980) 年から平成7 (1995) 年にかけて。20 歳代・30 歳代の働く世代が大きく増加しています。
- ・平成 17 (2005) 年→平成 22 (2010) 年と比べて、平成 22 (2010) 年→平成 27 (2015) 年は主に 30 歳~49 歳の働く世代の減少が軽減しています。

# 図 年齢階級別純移動数の推移



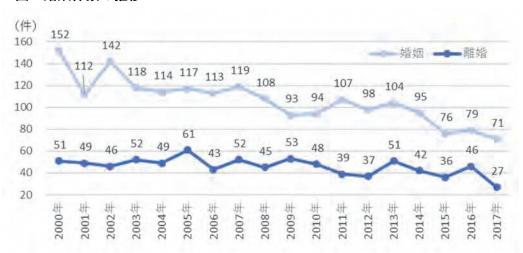
出典:国勢調査、都道府県別生命表(厚生労働省) 地域経済分析システム(RESAS:リーサス)より作成

# (3) 婚姻・出生の分析

### ①婚姻・出生率について

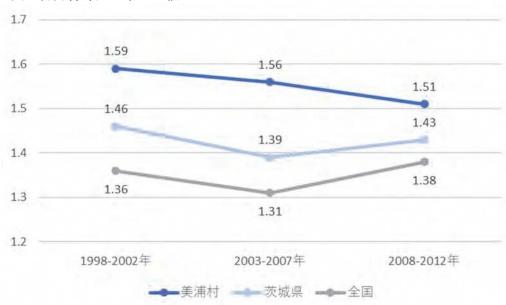
- ・婚姻件数は、平成 20 (2008) 年まで 100 件を超えていましたが、平成 26 (2014) 年以降減 少傾向にあります。
- ・離婚件数は、増減はあるものの緩やかに減少傾向にあります。
- ・美浦村の合計特殊出生率\*\*は、茨城県・全国よりも高い値を保っています。
- ・美浦村の合計特殊出生率は、平成10 (1998) 年から平成19 (2007) 年にかけて全国及び茨城県と同様に減少しています。平成20 (2008) 年から平成24 (2012) 年は、全国と茨城県が上昇に転じている中で美浦村は下降が続いています。

### 図 婚姻件数の推移



出典:人口動態統計(厚生労働省)

# 図 合計特殊出生率の比較



出典:人口動態統計特殊報告(厚生労働省) ※合計特殊出生率はベイズ推定\*\*法を用いて算出

# (4) 地域間の移動の分析

### ①地域間移動について

- ・阿見町は、転入数、転出数ともに最も多くなっています。
- ・転入超過は、かすみがうら市、水戸市、筑西市といった自治体が多くなっています。
- ・転出超過は、阿見町、土浦市、牛久市といった近隣自治体が多いことが分かります。

図 転入・転出数内訳 平成30(2018)年

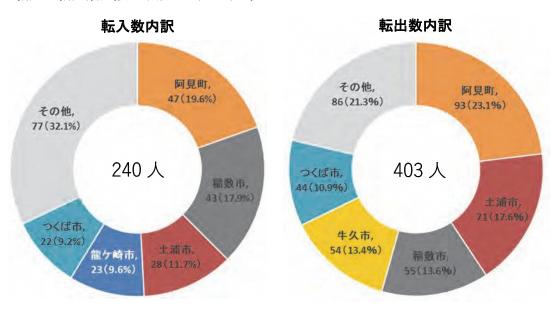
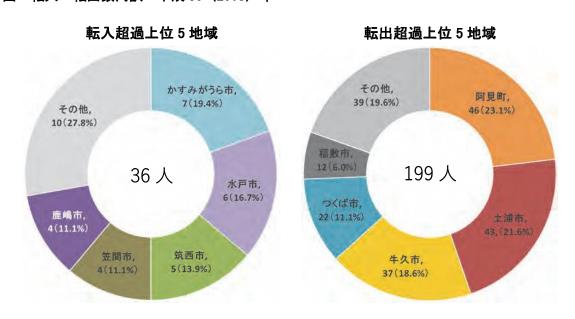


図 転入・転出数内訳 平成30(2018)年

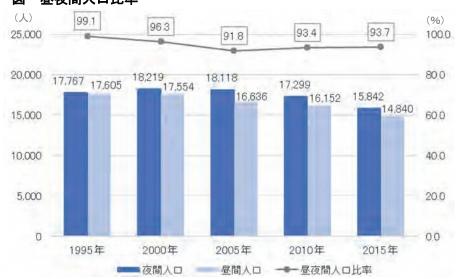


出典:茨城県常住人口調査結果報告書

# ②昼夜間人口比率について

- ・昼夜間人口比率は、100を下回っており、夜間人口が多い状態が続いています。
- ・美浦村内からの通勤・通学先は、阿見町、土浦市、稲敷市が多く、3市町に約3千人が通 勤・通学しています。
- ・美浦村内への通勤・通学は、阿見町、稲敷市、牛久市が多く、3市町より約2千2百人が通 勤・通学しています。





出典:国勢調査

### 図 美浦村に常住する人の主な通勤・通学先

	2005年		201	2010年		2015年	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
美浦村	6,357	51.6%	5,509	49.0%	4,938	48.2%	
阿見町	1,016	8.2%	1,025	9.1%	1,030	10.1%	
土浦市	1,423	11.5%	1,149	10.2%	1,019	9.9%	
稲敷市	952	7.7%	900	8.0%	842	8.2%	
龍ケ崎市	430	3.5%	371	3.3%	397	3.9%	
牛久市	398	3.2%	402	3.6%	403	3.9%	
他県	739	6.0%	706	6.3%	650	6.3%	
美浦村に常住する 通勤通学者の 合計	12,3	321	11,2	235	10,2	247	

出典:国勢調査

図 茨城県内から美浦村に通勤・通学する人の主な常住地

	2005年		201	2010年		2015年	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
美浦村	6,357	62.7%	5,509	58.1%	4,938	56.1%	
阿見町	839	8.3%	842	8.9%	851	9.7%	
稲敷市	1,159	11.4%	994	10.5%	843	9.6%	
牛久市	296	2.9%	370	3.9%	510	5.8%	
土浦市	450	4.4%	435	4.6%	439	5.0%	
龍ケ崎市	290	2.9%	302	3.2%	335	3.8%	
他県	208	2.1%	244	2.6%	248	2.8%	
美浦村に 通勤・通学する人 合計	10,1	144	9,4	90	8,7	99	

出典:国勢調査

### (5) 産業別人口の分析

### ①産業別の人口構成について

- ・全国的な傾向と同様に第1次産業の減少がみられます。第2次産業においては、常住地で 微増がみられ、従業地で平成17 (2005) 年から平成22 (2010) 年にかけて減少しています が、ほぼ横ばいとなっています。
- ・産業別就業者数は、男性は生活関連サービス業、娯楽業及び製造業が多く、女性は製造業、 医療福祉、卸売業・小売業が多くなっています。
- ・特化係数\*をみると、男性は生活関連サービス業、娯楽業が全国と比較して相対的に高く、 女性は、生活関連サービス業、娯楽業に加えて医療、福祉が高くなっています。JRA美浦 トレーニング・センターが立地する美浦村の特徴といえます。

# 図 産業別就業者構成比の推移

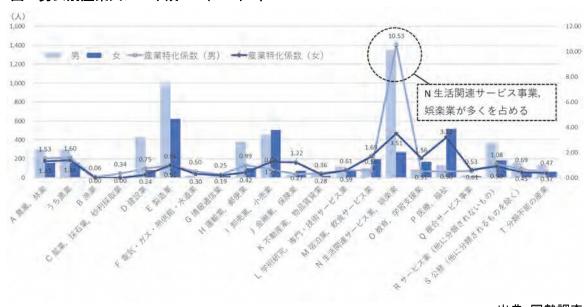
### <常住地による 15 歳以上就業者数>

### <従業地による15歳以上就業者数>



出典:国勢調査

### 図 男女別産業人口 平成30(2018)年

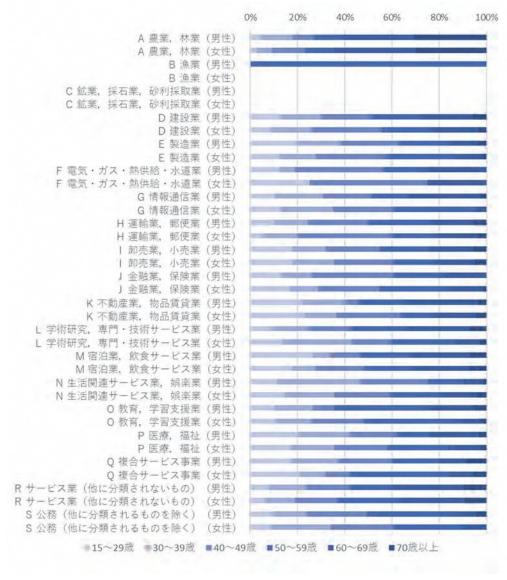


出典:国勢調査

### ②年齢階級別産業人口について

- ・年齢階級別産業人口をみると、男性において高い割合を占める生活関連サービス業、娯楽業で40歳未満の就業者が約5割を占め、比較的若い世代の多い産業となっています。
- ・女性は、生活関連サービス業、娯楽業及び医療・福祉、卸売業・小売業が 40 歳未満の就業 者が約4割を占めており、産業の中では比較的多くなっています。

### 図 年齢階級別産業人口



出典:国勢調査

# 3. 人口ビジョン(人口の将来展望)

美浦村が目指すべき人口ビジョン(人口の将来展望)を以下に示しました。

### (1)人口ビジョンの期間

- ・人口ビジョンの対象期間は、前述の通り国の長期ビジョンの期間である令和 42 (2060) 年を基本とし、国立社会保障・人口問題研究所の推計期間である令和 22 (2040) 年を中間年とします。
- ・平成27 (2015) 年を基準年として、10年ごとの参考指標を設けます。

# (2) 人口ビジョン(人口の将来展望)

・合計特殊出生率の上昇などによる自然増減の増加や転出抑制、転入増加などにより、人口 の将来展望を整理します。

### ①合計特殊出生率の考え方

- ・自然増減の増加を図るためには、結婚・出産・子育てへの意識改革を図るとともに、結婚・ 出産・子育ての希望が実現することが必要です。
- ・若い世代への啓発事業の推進や、ワーク・ライフ・バランス\*の実現、子育て支援の充実などの施策展開により、希望の子ども数の実現、初婚年齢の若年化、生涯未婚率の減少を実現し、美浦村の合計特殊出生率を1.51 [平成20(2008)年~24(2012)年 ベイズ推定\*値)から、段階的に上昇させることを目指します。

## ア. 現実の子ども数と理想の子ども数

アンケート調査により、現実の子どもの数よりも、理想とする子どもの数は多いことが示されています。子どもの数と合計特殊出生率の比から、合計特殊出生率を想定します。

### 表 アンケートによる子どもの数と合計特殊出生率との比較

アンケート調査による	結果		合計特殊出生率
実際の平均子ども数	1.78	1.51	平成 20(2008)~24(2012)年 ベイズ推定値
予定しているの子ども数	2.28	1.93	「実際の平均子ども数」と「合計特殊 出生率」の比から算出
理想の子ども数	2.45	2.08	「実際の平均子ども数」と「合計特殊 出生率」の比から算出



国の長期ビジョンにおける中長期展望では、令和 42 (2060) 年に1億人程度の人口を確保するため、国民の希望が実現した場合の出生率を1.8 と想定しています。国における取組と連携し、子ども・子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ることにより、合計特殊出生率1.8 を目指すことは妥当と考えられます。

### イ. 平均初婚年齢と合計特殊出生率

茨城県の平均初婚年齢と合計特殊出生率の関係をみると、合計特殊出生率の低下とともに、平均初婚年齢の上昇がみられます。合計特殊出生率と平均初婚年齢の関係式から、合計特殊出生率 1.8~1.9 を目指した場合の男女の初婚年齢を想定します。

# 表 合計特殊出生率と平均初婚年齢の推移(茨城県)

	合計特殊出生率	平均初婚年齢		合計特殊出生率と平	均初婚年齢の関係式
	口引 付外山工平	男性	女性	男性	女性
1975年	2.09	26.9	24.4		
1980年	1.87	27.7	24.9		
1985年	1.86	28.1	25.3	- - - (平均初婚年齢)=	
1990年	1.64	28.3	25.7		(平均初婚年齢)=
1995年	1.53	28.3	26.0	-4.2×(合計特殊出生率)	-5.3×(合計特殊出生率)
2000年	1.47	28.6	26.6	+35.6	+35.2
2005年	1.32	29.7	27.6		
2010年	1.44	30.4	28.5		
2015年	1.48	31.0	29.2		

出典:厚生労働省「人口動態調査」

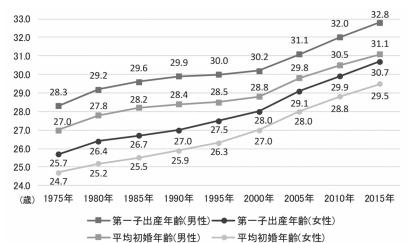
	男性	女性
合計特殊出生率1.8と想定した場合の平均初婚年齢	28.0歳(前回27.8歳)	25.7歳(前回25.8歳)
合計特殊出生率1.9と想定した場合の平均初婚年齢	27.6歳(前回27.5歳)	25.1歳(前回25.3歳)
合計特殊出生率2.1と想定した場合の平均初婚年齢	26.8歳(前回26.9歳)	24.1歳(前回24.4歳)
美浦村 平均初婚年齢(2017年 平成29年)	30.6歳	27.7歳



若い世代への結婚に関する不安をなくし、希望する結婚を実現するための取組により、平均初婚年齢が男性は 30.6 歳→28 歳程度、女性は 27.7 歳→25 歳程度まで年齢が下がった場合、合計特殊出生率 1.8 以上の実現が可能と考えられます。

### ---- <参考:第1子出産年齢と平均初婚年齢の比較(全国)> ------

平均初婚年齢の上昇に伴い、男女とも第1子出産年齢の上昇が継続しています。第1子出産年齢の上昇は、第2子以降の出産を踏みとどまる理由の1つと考えられることから、平均初婚年齢の若年化は、合計特殊出生率の上昇に影響すると考えられます。



出典:人口動態調査

### ② 社会移動率の考え方

・美浦村からの転出してしまう要素や潜在的な転入ニーズなどを踏まえた施策を展開し、転 出抑制や転入増加を目指します。

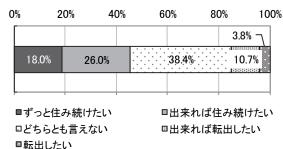
### ア. 転出抑制

美浦村では、特に若い世代の転出が多くなっており、アンケートにおいても、「ずっと住 み続けたい」は半数に満たない状況となっています。

これらの内容から、将来的に転出意向を示す村民をターゲットとして重点的に施策を講じることで、転出の抑制が想定されます。

# 問2. あなたは美浦村に今後も住み続けたいと感じていますか。(1つに〇)

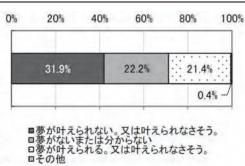
	票数	%	前回(%)
ずっと住み続けたい	52	18.0%	39.3%
出来れば住み続けたい	75	26.0%	24.4%
どちらとも言えない	111	38.4%	11.7%
出来れば転出したい	31	10.7%	20.3%
転出したい	11	3.8%	3.1%
無回答•無効	9	3.1%	1.2%
合計	289	100%	100%



出典:本計画中学生の保護者(父母・祖父母)へのアンケート調査

# 問5. 美浦村に住みながらあなたの夢は叶えられそうですか。

	票数	%
夢が叶えられない又は叶えられなさそう	79	31.9%
夢がないまたは分からない	55	22.2%
夢が叶えられる又は叶えられなさそう	53	21.4%
その他	1	0.4%
無回答·無効	60	24.2%
合計	248	100%



出典:本計画中学生アンケート調査



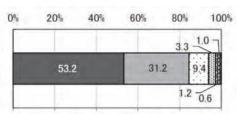
「どちらとも言えない」の半数と「出来れば転出したい」「転出したい」と回答している割合 (23.4%) や、「美浦村に住みながら夢が叶えられない」回答している割合 (31.9%) を考慮し、美浦村の転出の可能性がある潜在的な要素とターゲットとして施策を展開し、転出者の 40.0%転出抑制 (10年間) を目標とします。

### イ. 転入増加

美浦村への来訪者アンケートからは、約9.4%が「住んでも良いと思っている。」との回答をいただいています。約1.0%が「住みたいと思っている。」も加え、約10.0%程度は、美浦村への居住意向を示しています。さらに、潜在的な転入ニーズを獲得することも含め、ターゲットとして重点的に施策を講じ、転入増加を狙うことを想定します。

# 問7. 美浦村を訪れて住みたいと感じましたか

	票数	%
住むではなく観光や遊びで訪れる程度	259	53,2
興味がない	152	31.2
住んでも良いと思っている	46	9.4
セカンドハウス(週末居住)として住んでみたいと思っている	16	3.3
以前は住んでいた(転出した)	6	1.2
住みたいと思っている	5	1.0
その他	3	0.6
合計	487	100



- ■住むではなく観光や遊びで訪れる程度
- ロ興味がない
- ロ住んでも良いと思っている
- ロセカンドハウス(週末居住)として住んでみたいと思っている。
- □以前は住んでいた(転出した)
- ロ住みたいと思っている
- ロその他

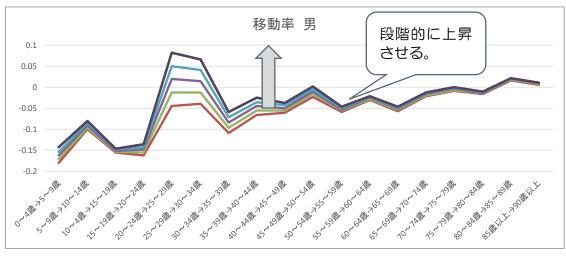
出典:本計画村外居住者 WEB アンケート調査(美浦村を訪れたことがある人への設問)

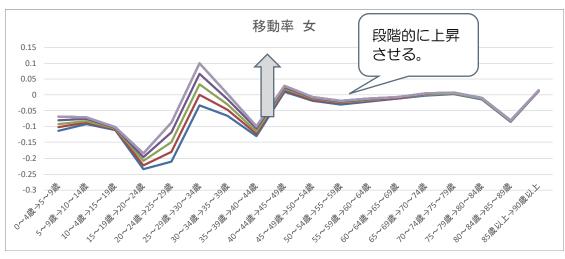


美浦村を訪れたことがある人のうち「住んでも良いと思っている。」「住みたいと思っている。」と考えている人が、将来の転入者となるよう転入促進策を進め、廉価な住宅の供給や新たな就業場所の創出等により、新たな転入人口の20%増を目標とします。

# <参考>純移動率の変化を反映した計算方法について

純移動率が上昇した場合の将来人口の算定にあたっては、下記グラフのような修正を行い、 コーホート要因法に基づき再計算を行いました。





# <参考>転入・転出人口の実績「茨城県常住人口調査報告」

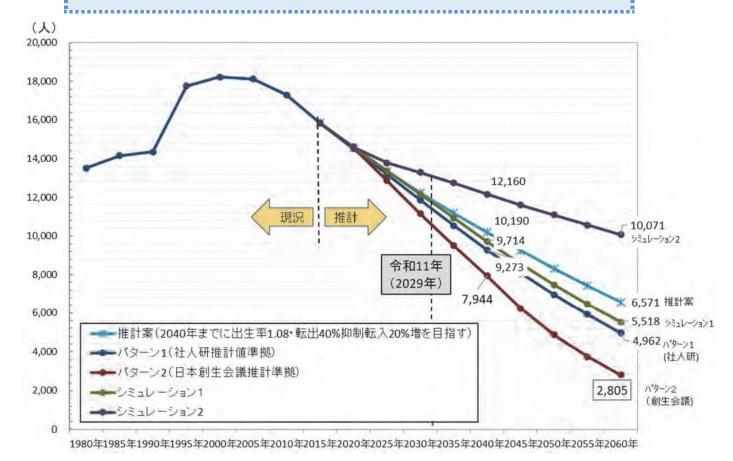
The state of the s						
	転入					
	総数	男	女	総数	男	女
平成 30 年	515	274	241	643	334	309
平成 29 年	526	319	207	718	378	340
平成 28 年	647	340	307	972	512	460
平成 27 年	1,131	568	563	1,334	684	650
平成 26 年	821	355	466	952	431	521

# (3) 将来人口ビジョン

美浦村の将来の人口の見通しを以下に示しました。

合計特殊出生率及び社会移動率の上昇を促進する取組の実施により、目標年次における人口の確保を目指します。

令和 22 (2040) 年 将来人口 約 10,000 人程度 令和 42 (2060) 年 将来人口 約 6,500 人程度



	合計特殊出生率	社会移動率
パターン1 (社人研推計値準拠)	過去5年の子ども女性比と生残 率による予測値	全国の移動率が今後一定程度縮小
パターン2 (日本創生会議推計準 拠)	過去5年の子ども女性比と生残 率による予測値	全国の移動率が概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計 ※日本創生会議による移動率のトレンドを適用
美浦村人口ビジョン (推計案)	■令和 22(2040)年までに ・段階的に 1.8 に上昇	■令和 22(2040)年までに ・段階的に転出全体を 40%抑制 ・段階的に転入全体を 20%増
シミュレーション1	令和 12(2030)年までに段階的に 2.1 に上昇	全国の移動率が今後一定程度縮小
シミュレーション2	令和 12(2030)年までに段階的に 2.1 に上昇	令和 12(2030)年までに段階的にすべて 均衡(≒封鎖人口に近似させた推計)

# 推計案 推計結果

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	15,842	14,559	13,354	12,238	11,182	10,190	9,238	8,319	7,428	6,571
(O~14 歳)	1,836	1,492	1,260	1,123	994	918	846	771	684	606
(15~64 歳)	9,724	8,397	7,387	6,432	5,593	4,719	4,071	3,527	3,176	2,837
(65 歳以上)	4,282	4,670	4,706	4,684	4,595	4,553	4,321	4,021	3,568	3,128

# パターン1(社人研) 推計結果

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	15,842	14,522	13,180	11,853	10,541	9,273	8,071	6,960	5,924	4,962
(O~14 歳)	1,836	1,455	1,169	965	785	654	542	448	363	293
(15~64 歳)	9,724	8,397	7,318	6,242	5,229	4,171	3,371	2,698	2,236	1,827
(65 歳以上)	4,282	4,670	4,693	4,646	4,527	4,447	4,158	3,813	3,324	2,842

# パターン2 推計結果

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	15,842	14,569	12,868	11,153	9,504	7,944	6,236	4,866	3,742	2,805
(O~14 歳)	1,836	1,502	1,186	944	727	559	391	277	190	132
(15~64 歳)	9,724	8,397	7,037	5,676	4,451	3,244	2,138	1,372	921	586
(65 歳以上)	4,282	4,670	4,645	4,533	4,327	4,141	3,707	3,217	2,631	2,087

# シミュレーション1 推計結果

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	15,842	14,603	13,366	12,152	10,922	9,714	8,555	7,475	6,462	5,518
(O~14歳)	1,836	1,536	1,355	1,264	1,112	975	836	722	617	530
(15~64 歳)	9,724	8,397	7,318	6,242	5,283	4,292	3,562	2,941	2,521	2,147
(65 歳以上)	4,282	4,670	4,693	4,646	4,527	4,447	4,158	3,813	3,324	2,842

# シミュレーション2 推計結果

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	15,842	14,603	13,773	13,292	12,740	12,160	11,609	11,086	10,565	10,071
(O~14 歳)	1,836	1,536	1,445	1,535	1,542	1,542	1,524	1,523	1,507	1,487
(15~64 歳)	9,724	8,397	7,587	6,967	6,418	5,800	5,445	5,156	5,053	4,986
(65 歳以上)	4,282	4,670	4,741	4,789	4,780	4,819	4,641	4,408	4,005	3,598

# 第2章 第1次美浦村行財政改革大綱

# 1. 計画の概要

# (1)計画期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とし、第7次美浦村総合計画の 前期基本計画期間との整合性を図ります。第7次美浦村総合計画後期基本計画の策定時には、 第2次美浦村行財政改革大綱を策定することとします。

### (2)計画の位置づけ

本計画は、第7次美浦村総合計画を実現するための個別計画として、また、第7次美浦村総合計画の行財政改革編として位置づけられるものです。

# (3) 実施計画と進行管理

実施方針に該当する実施項目(事務事業)1件ごとに、進行管理票を作成して実施計画と します。なお、進行管理票は、行政評価における行政評価シートと同一のものとし、事業の 成果指標を管理指標とします。

その上で、毎年度、担当部署において進捗状況を確認し、美浦村行政改革推進本部において点検、指示等を行い、その結果を行政評価シートとして公表します。

進捗状況によっては、計画期間中であっても適宜、実施項目の見直し、追加等を行います。

### 参考 美浦村における行政改革の経緯

美浦村の行財政改革については、平成8 (1996) 年度に「美浦村行政改革大綱」を策定して以来、不断の取組を進め、一定の成果を上げてきました。

これまでの計画では、当時の美浦村を取り巻く状況を踏まえ、少子高齢化、高度情報化・IT化への対応や、村政の透明化、村民協働などを推進するための事務事業の見直しや、厳しい財政状況に対応するための減量型の改革を中心に取り組んできました。

### 表 美浦村における行政改革の経緯

計画名称等	主な方針や取組
美浦村行政改革大綱	国の考え方を踏まえ行政改革を推進
第2次美浦村行政改革大綱	地方分権並びに市町村合併を視野に入れる
第3次美浦村行政改革大綱	事務事業の合理化や経費削減、自主財源確保
美浦村財政改革計画	第3次行革大綱を踏まえた自主的な財政運営の推進
美浦村公共施設等総合管理計画	施設等の管理を総合的に推進

# 2. 国・県の行財政改革の変遷

### ①国における行財政改革の変遷

国では、平成12 (2000)年12月に「行政改革大綱」を策定して以降、様々な分野で行政改革を進めてきています。平成17 (2005)年12月に「行政改革の重要方針」を定め、これに基づき、平成18(2006)年6月には「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」を施行することとなりました。

そして、国から全国の自治体に対し、行政改革の具体的な方針・指針が通知されたことにより、多くの自治体が定員管理、給与の適正化、事務事業の見直しをはじめとして、自主的・主体的な行革の推進に取り組むことになりました。

しかしながら、依然として厳しい地方財政の状況や、自治体における経営資源の制約が強まってきている一方、今後も行政需要は確実に増加することが見込まれていることから、国では自治体が、引き続き質の高い行政サービスを提供するため、より一層の業務改革の推進に努めることが必要です。そのため、平成27(2015)年8月に総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」を発出し、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託やクラウド\*化等の業務改革の推進に努めることとなりました。

### (参考) 国における行政改革の推進の経緯

#### 【平成 17(2005)年から平成 21(2009)年度】 《集中改革プランの実施》

○閣議決定や法律を定め方針を決定「今後の行革指針(2004.12)」「行革推進法(2006.6)」等 ○総務省から地方自治体に取組を要請「新地方行革指針(2005.3)」「地方行革指針指針(2006.8)」

# 【平成 22(2010)年度~】《自主的・主体的な行革の推進》

- ○各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進
- ・都道府県47団体(100%)が策定(2014年時点)
- ·政令指定都市 19 団体 (95%) が策定 (2014 年時点)
- 市区町村 1432 団体(83%)が策定(2014 年時点)

#### 【平成 27(2015)年度~】《地方行政サービス改革の推進

- ○「経済財政運営と改革の基本方針 2015」により総務省から地方自治体の助言通知に基づく取組を要請・民間委託等の推進・指定管理者制度\*等の活用・BPR\*の手法やICT\*を活用した業務の見直し・自治体情報システムのクラウド化の拡大等
- ○民間委託やクラウド等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し,取組状況の見える 化を実施

#### ②茨城県における行財政改革の変遷

茨城県の行財政運営については、平成7 (1995) 年度から7次にわたり行財政改革大綱を 策定し、行政需要に対応した組織機構の整備や事務事業の見直しなど、歳入・歳出両面にわ たる様々な改革に取り組んできています。その後、茨城県総合計画の基本理念である「活力 があり、県民が日本一幸せな県」を実現するため、新たな行財政運営指針を策定し、茨城県 総合計画第5部に組み入れ進めています。

# 3. 美浦村を取り巻く行財政上の課題

### (1)人口の減少

美浦村の将来人口は、第7次美浦村総合計画(以下「総合計画」という。)の第1編基本構 想の第3章 将来指標において、以下のとおりとしています。

我が国の人口は、出生率の低下を背景として、平成20(2008)年以降減少傾向にあり、 今後も減少が進むと見込まれています。

美浦村では、平成12(2000)年まで増加してきた人口は、平成17(2005)年以降減少 に転ずることとなりました。平成27(2015)年の国勢調査によれば、美浦村の人口は15,842 人となっていますが、現状のまま推移した場合、目標年次の令和11(2029)年には約11,800 人に減少すると見込まれています。

今後も、村民生活の利便性の向上や就業の場の創出を図りながら、さらなる転入人口の 増加と転出人口の抑制、出生率の向上に努めることによって、10年後の令和11(2029) 年の目標人口を約12,000人と設定することとします。

人口が減少するということは、村の活力が失われることにつながり、財政にも大きな影響 を及ぼします。また、担い手不足による耕作放棄地の拡大や、地域コミュニティ※の機能低 下や地域文化の伝承が困難となる恐れがあります。さらに、高齢者人口の増加による医療や 介護などの社会保障関係経費の増加が見込まれる一方、支える側となる生産年齢人口の減少 による村税収入の落ち込みが見込まれるため、行政サービスや都市機能の維持が困難となる ことが懸念されます。

そのため、総合計画では「重点戦略」を定め、進捗管理を行いながら総合計画で定めた将 来像実現を目指していきます。

### (人) 20,000 18,000 16,000 14,000 12,160 12,000 推計 10,071 2322 10,000 8,000 7,944 6,000 5,518 シミュレーション1 推計案(2040年までに出生率1.08・転出40%抑制転入20%増を目指す) 4,962 パターン1 4.000 パターン1(社人研推計値準拠) (社人研) 《ターン2(日本創生会議推計準拠) 2.000 2.805 シミュレーション1 (創生会議) シミュレーション2 0

1980年1985年1990年1995年2000年2005年2010年2015年2020年2025年2030年2035年2040年2045年2050年2055年2060年

図 美浦村人口見通しと人口目標(出典:美浦村人口ビジョン)

### (2) 公共施設の老朽化

下記のグラフは、道路を除いた公共施設ごとの面積の経年変化を表しています。

1970 年代に全国で多くの公共施設が建設され、それらが一斉に更新時期を迎える「公共施 設大量一斉更新問題」を美浦村でも抱えている現状が明らかになりました。

これらの施設は、村民の生命や生活に直接関わるものが多く、保有総量を減らすことが難 しい施設でもありますが、現在の公共施設の質と量をそのまま維持するための改修・更新や 維持管理に要する財源を確保していくことは、他の行政サービスに影響を及ぼすことが予想 され、将来世代へ負担を押し付けることにもつながるものと考えます。

公共施設は、村民の税負担で運営している施設であり、財産でもあることから、統合小学 校の建設を控えた中、今後の公共施設のあり方や改善策については、ファシリティマネジメ ント\*の考え方を取り入れ、村民も含めた村全体で問題意識を共有しながら取組を進めてい くことが必要と考えます。

#### 7.000.00 6,000.00 5,000,00 延 4,000.00 m 3,000.00 2,000.00 1,000.00 0.00 549 552 555 564 H4 H13 H19 H22 H25 558 561 H7 H10 H16 ■村民文化系施設 ■社会教育系施設 ■スポーツ・レクリエーション系施設■学校教育系施設 ■行政系施設 ■公関 ■上水道施設 ■下水道施設 ■その他

# 図 建築年度別・類型別延床面積(平成 27(2015)年度末時点)

出典:美浦村公共施設等総合管理計画

### (3) 財政状況

美浦村の財政状況については、総合計画序論の第2章 計画策定の背景 5.財政の見通し において平成27(2015)年度から平成30(2018)年度までの歳入・歳出決算状況と、令和6 (2024) 年度までの歳入・歳出の見通しを掲載しています。根拠となる資料は、毎年度「中 期財政収支の見通し」を行っているもので、村のホームページにも掲載しているものです。

### ①歳入と歳出の状況分析

序論に示している「財政の見通し」では、税収総額が減少傾向にあり、その一方地方交付税など国等から交付される収入が増加しており、自立性の低下が進み、国の地方財政措置の影響を受けやすい不安定な状況にあります。

歳入の根幹をなす村税収入については、平成18(2006)年度以降に減少傾向となり、歳入 に占める自主財源の割合も緩やかに下降しています。

歳出の決算額では、平成27 (2015) 年度が一番大きな額となっていますが、これは地域交流館みほふれ愛プラザの建設事業があったためです。大きな建設事業は、その年度の決算額が増えるだけではなく、起債という借金が大きな財源となるため、償還(返還)が始まると、長い期間にわたり財政に影響を及ぼします。

また、人件費・扶助費・公債費で構成される義務的経費は、その増加により財政の硬直化 を招く要因とされています。今後も高齢化社会の進行により、扶助費はさらに増加する見込 みであり、財政の硬直化を招くことが懸念されています。

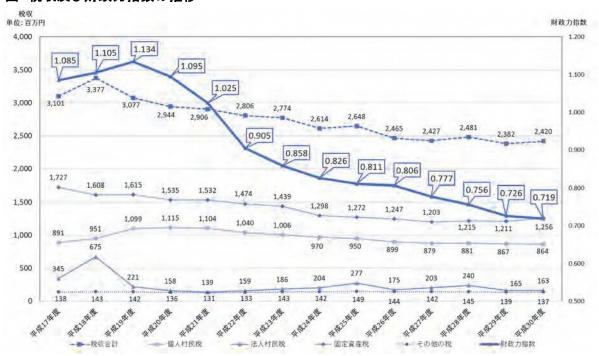
### ②財政力指数と基金残高

### 〈財政力指数の推移〉

下記のグラフは平成 17 (2005) 年度から平成 30 (2018) 年度までの美浦村の税収及び財政力指数の推移を表しています。

税収の推移は、右肩下がりとなっており、ピークの平成 18 (2006) 年度の 3,377 百万円と 比較すると、平成 30 (2018) 年度は 957 百万円の減となっています。その影響もあり、財政 力指数は平成 19 (2007) 年度の 1.134 から平成 30 (2018) 年度は 0.719 に低下しています。 これは、地方自治体内での税収入等のみを財源として、円滑に行財政を遂行することができ なくなっていることを表しています。

#### 図 税収及び財政力指数の推移



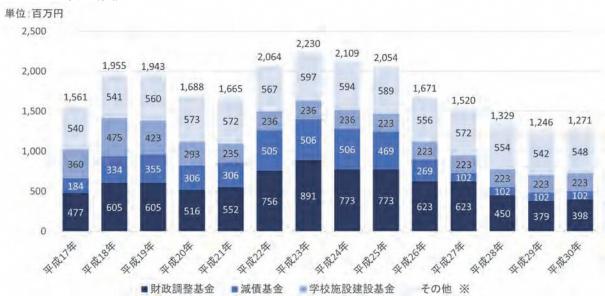
### 〈基金残高の推移〉

下記のグラフは基金残高の推移(一般会計)を表しています。

基金残高の推移は、平成23(2011)年度の2,230百万円をピークに減少(取り崩し)が進んでおり、前述のとおり統合小学校の建設が行われると、一挙に村債(起債)残高が増えることが見込まれています。公共施設配置の適正化を行うなど、財政運営の適正化が必要になっている状況にあります。

また、一般家庭の普通預金にあたる財政調整基金の残高は、同じ平成23(2011)年度の891百万円がピークとなり、平成30(2018)年度は398百万円となっています。このことは、災害発生時や財政が厳しい時に使えるお金が無くなってきていることを意味します。統合小学校建設などの大きな事業を実施することが困難になるだけではなく、現状のまま推移すると当初予算の成立すら困難になっている状況です。

### 図 基金残高の推移



※その他の基金(現存するもの):陸平基金、ふるさと基金、地域振興基金、地域福祉基金、公共公益施設整備基金、安中地区総合開発関連公共施設整備基金、学校教育振興基金、ふるさと応援基金、公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金、土地開発基金、収入印紙等購買基金

# ③財務書類

地方公共団体の会計制度は、いわゆる「単式簿記」といわれる現金主義で行われてきました。単純でわかりやすい面はありますが、資産の形成状況やその財源、現金以外のコストを 把握することができませんでした。そのため、総務省より民間企業の会計手法と同じ「複式簿記」(発生主義)による財務書類の整備が要求され、美浦村においても、平成28(2016) 年度から統一的な基準による財務書類を作成し村ホームページで公表しています。

このことにより、資産の形成状況が明らかとなり、あわせて保有するコストも「見える化」 されました。前述しているファシリティマネジメントの考え方を生かし、資産管理の適正化 を図っていきます。

# 4. 美浦村における行財政改革大綱の方向性

現在、国の行政改革の体制は、第2次安倍内閣発足後に設置された「行政改革推進本部」(本部長 内閣総理大臣、本部長代理 副総理)が、時代に則した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政改革を政府一体となって、総合的かつ積極的に推進しています。また、全国務大臣を本部員とした行政改革実行本部を組織し、強力に実行する体制をとっています。

具体的には、「行政事業レビュー」と呼ばれる事業の総点検が毎年行われています。概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り(支出先)、何に使われたか(使途)といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組で、いわば「行政事業総点検」ともいうべきものになっています。

また総務省は、地方公共団体が行政サービス改革を推進するにあたり、平成 27 (2015) 年8 月に通知(留意事項)を出しています。「地方公共団体においては、BPR (Business-Process Re-engineering) の手法及びICTを徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要」と指摘した上で、以下のような留意事項を列記しています。

- 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング\*\*等の推進
- 2 自治体情報システムのクラウド化の拡大
- 3 公営企業・第三セクター\*等の経営健全化
- 4 地方自治体の財政マネジメントの強化
- 5 PPP\*/PFI\*の拡大

そして、その取組状況を毎年調査し、比較可能な形で総務省のホームページで公表しています。

そのような状況を踏まえ、美浦村の行財政改革はこれまで取り組んできた成果を更に発展させ、上記5項目を意識しながら、目標として以下の3つの基本方針を定めました。

- 1 業務改革
- 2 財政構造改革
- 3 職員・組織改革

この3つの基本方針に従い実施方針を定め、各実施項目(事務事業)を着実に推進することで、第7次美浦村総合計画で定めた将来像「人と自然が輝くまち 美浦 …知りたい・訪れたい・住んでみたい…」を目指していきます。

# 5. 計画の体系

基本方針として3つの大きな柱と、その基本方針を実現するための実施方針に基づき、各個 別の取組を実施していきます。

基本方針	実施方針
	1-① 行政サービスの提供手段・提供情報の見直し
4 <del>11/</del> 2016 <del>11</del>	1-② 民間活力導入の推進
1 業務改革	1-③ 公営企業の改革の推進
	1-④ 環境に配慮した事業の見直し
	2-① 公共ファシリティマネジメントの推進
2 財政構造改革	2-② 財源の拡充
	2-③ 業務の見直しによる経費節減
	3-① 活力ある組織への改革
	3-② 職員の意識改革・能力向上
3 職員・組織改革	3 - ③ ワーク・ライフ・バランスの推進
	3-④ 女性の活躍推進
	3 - ⑤ 障がいのある人の活躍推進

# 6. 実施項目

# 【基本方針 1】業務改革

仕事の仕組み、やり方そのものを変え、最適な行政サービスを効率的に提供し、サービスの質 を向上します。

村民のニーズやライフスタイル\*が多様化している現在、今までの行政サービスのレベル、内容で充足しているのか、逆に過剰なサービスになっていないか、常に見直しが必要です。また、民間との適切な役割分担を念頭に、公共セクションとしての最適なあり方を検証し、民間事業者、NPO\*等のアイデアやノウハウを最大限活用するなど、業務を見直します。

最適な行政サービスを効率的に提供するということは、単純に低コストを目指すということではなく、逆に経費が必要な場合もあります。このため、最適な行政サービスと効率的に提供の両立を目指した業務改革に取り組みます。

# 〇実施方針1-① 行政サービスの提供手段・提供情報の見直し

行政サービス提供手段等の見直しを行うことで、村民サービスの向上につなげていきます。 また、ICTの利活用を推進することで、村民サービスの向上を目指していきます。

### 〇実施方針1-② 民間活力導入の推進

民間活力導入の推進は、同程度のサービス水準で民間の方が低コストで実施できる場合に加えて、行政よりも民間の方が専門的な知識、ノウハウが高い場合、村民サービスの向上につながることも大きな目的となっています。また、地域の事業者が担うことで、新たな雇用を創出することにもつながります。

# 〇実施方針1-③ 公営企業の改革の推進

公営企業は、その事業によって得られる収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則と しながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たして おり、将来にわたってその本来の目的である公共の福祉を増進していく必要があります。

今後、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う事業収入の減少が見込まれるなど、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあり、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行う必要があります。

このため、中長期的な視点に基づいた計画的な経営に取り組み、さらなる効率化、経営健全化を図るための公営企業改革を推進していきます。

# 〇実施方針1-④ 環境に配慮した事業の見直し

貴重な自然環境の恵みに感謝し、保全することなど、私たちの美しい地球を後世に残していくことは、私たち世代の責務であり、また限りある資源を有効に使う循環型社会を構築していく必要があります。このため、環境に配慮した業務の見直しを推進していきます。

# 【基本方針2】財政構造改革

安定した財政構造の確立に向けて取り組みます。

「II 美浦村を取り巻く課題」のとおり、歳出面では、公共施設の大量一斉更新問題や社会保障関係経費が増加する一方、歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う税収の落ち込みが見込まれております。

こうした環境の変化や新たな行政需要にも的確に対応できる安定した財政構造の確立に向けて、歳入、歳出の両面から改革に取り組みます。

# 〇実施方針2-① 公共ファシリティマネジメントの推進

高度成長期に整備された公共施設の大量一斉更新時期の到来は、今後の財政運営への大きな課題となっています。

このため、ファシリティマネジメントの手法、考え方を更に推進し、複合化・集約化や多機 能化、継続使用する施設の長寿命化、過剰資産の解消、施設の維持管理コストの縮減などに取 り組みます。

# ■実施方針2-①-ア 施設運営方針の見直し

人口減少や人口構成の変化等により公共施設へのニーズが変化していくことが予想されることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化対策などを計画的に行うことで財政負担の軽減・平準化を図ることが必要です。

このための、全庁横断的な公共施設のデータ管理や分析、長寿命化の方針策定や実施等への取組を推進していきます。

### ■実施方針2-①-イ 維持管理費の見直し

ESCO事業\*\*や新電力の拡大等による維持管理費に要する財政負担を軽減するとともに、 効果的・効率的な取組となるよう業務の見直しを行います。

# 〇実施方針2-② 財源の拡充

厳しい財政状況の中、これまでも、村ホームページへのバナー広告の導入などに取り組んでいるところですが、更なる工夫を行い、より一層の財源の拡充に取り組みます。

### 〇実施方針2-③ 業務の見直しによる経費節減

これまでも様々な業務改善により経費削減を図ってきたところですが、引き続き、より効率的に実施できないか、コストの低い代替手段がないかという視点で業務の見直しを推進していきます。

# 【基本方針3】職員・組織改革

村民サービス向上につなげていくための職員・組織改革を推進します。

行財政改革の目的は、社会経済状況の変化に対応できるように村の様々な制度や仕事のやり 方を見直すことですが、同じことは、村の職員にも当てはまります。将来の社会経済状況の変化 にも適応できるよう村の職員も自ら変革していく必要があります。また、職員の意識改革を個 人レベルの問題として捉えるだけでなく、職員の意識改革を支え、推進するための村の制度、仕 組みについても改革していく必要があります。

そのための取組を着実に実行していきます。

# 〇実施方針3-① 活力ある組織への改革

組織としての能力をアップするためには、職員個人が変わるとともに組織も変わっていく 必要があります。職員一人ひとりのマンパワーを組織として十分に発揮できるよう、組織の マネジメント強化と迅速な意思決定の視点から、組織や権限の見直しを進めていきます。

# 〇実施方針3-② 職員の意識改革・能力向上

職員の意識を改革し、職員自身が意欲的、自主的に業務に取り組み、仕事の質を高めることが村民サービスの向上に直結します。そのための研修制度を改革していきます。

# 〇実施方針3-③ ワーク・ライフ・バランスの推進

職員が、安心して子どもを生み育てられることに加えて、仕事と家庭が両立できる働き方 を実現していくことが、子育てや介護に関する環境の改善につながります。

こうした考えに基づき、職員のワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

### 〇実施方針3-④ 女性の活躍推進

社会の様々な分野における意思決定の過程に女性が参画すること等を通じて、女性が有する能力を最大限に発揮できるようにすることが必要です。こうした考えに基づき、村が率先して、女性が活躍できる社会環境の整備に向けた取組を推進していきます。

### 〇実施方針3-⑤ 障がいのある人の活躍推進

ノーマライゼーション\*\*の理念のもと、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で互いに支え合い、いきいきと安心して暮らしていける環境を実現することが望まれています。こうした考えに基づき、村が率先して、障がいのある人が活躍できる社会環境の整備に向けた取組を推進していきます。

# 個別計画 用語解説

初出	用語	解説
164p	団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期(昭和 22(1947)年〜昭和 24(1949)年)に生まれ た世代のこと
164p	団塊ジュニアの世代	第二次ベビーブーム期(昭和 46(1971)年~昭和 49(1974)年)に生まれた世代 のこと
168p	合計特殊出生率	15~49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、「一人の女性が一生の間に出産する子どもの数」を示す指標として良く用いられるもの
168p	ベイズ推定(値)	市区町村単位では、出現数の少なさに起因する偶然性の影響により数値が不安定であるため、小地域の推定に有効な手法である「ベイズ推定」を用いて算出している 人口動態統計特殊報告・市町村別統計(人口動態保健所)では、ベイズ統計学の手法を用いた数値が示される
171p	特化係数	産業の有する比較優位の程度を、その産業への特化の程度で測る指標のこと
173p	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和とも言われ、仕事と家庭が両立しやすい環境づくりのこと
181p	クラウド	インターネットなどのネットワーク経由でユーザーにサービスを提供する形態の こと
181p	指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業やNPO法人等にも認める制度のこと
181p	BPR	Business Process Re-engineering の略称。既存の組織や業務を根本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計(リエンジニアリング)することで、業務の効率化を高める企業改革手法のこと
181p	ICT	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。PC だけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な情報通信技術を使ったコミュニケーションのこと
182p	地域コミュニティ	住民の相互交流が行われている地域社会や、そのような住民の集団のこと
183p	ファシリティマネジメント	官庁施設のストック全体としての質が最適となるよう、既存の施設を有効活用しつつ、複数の官庁施設を群として捉えた施設計画の策定等により、総合的に企画・管理し、整備・活用する手法のこと
186p	アウトソーシング	企業等が業務の一部を外部の専門業者などに委託すること
186p	第三セクター	国や地方公共団体(第一セクター)と民間企業(第二セクター)の共同出資によって設立される事業体のこと
186p	PPP	Public Private Partnership の略で、公民が連携して公共サービスを提供するスキームのこと
186p	PFI	Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと
188p	ライフスタイル	生活の様式・営み方(人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方)のこと
188p	NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略。営利を目的とせず社会的活動を行う民間団体のこと
189p	ESCO事業	Energy Service Company の略称。民間の企業活動として省エネルギーを行い、ビルオーナーにエネルギーサービスを包括的に提供する事業のこと
190р	ノーマライゼーション	障がいのある人などを特別視することなく、そうした人々が地域の中で共に普通 の生活ができるような社会を目指すという考え方のこと